ＩＳＯ標準8802－3 Section25 （100ＢＡＳＥ－ＴＸ）	端末設備の送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対して2.1Ｖ（Ｐ－Ｐ）以下
ＩＳＯ標準8802－3 Section40 （1000ＢＡＳＥ－Ｔ）	端末設備の送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対して6.2Ｖ（Ｐ－Ｐ）以下
ＴＴＣ標準 ＪＴ－Ｉ432．５（25Mb／s）	端末設備の送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対して3.4Ｖ（Ｐ－Ｐ）以下
ＩＴＵ－Ｔ勧告 Ｇ．703（45Mb／s）	連続する１のパターンの信号を３kHzの帯域幅で測定して、次の条件を満足すること。 22,368kHz：＋5.7dBm以下 44,736kHz：22,368kHzの送出電力より20dB以下 負荷インピーダンス75Ω
ＴＴＣ標準 ＪＴ－Ｉ430，ＪＴ－Ｉ430ａ	端末設備の送出電圧は、50Ωの負荷抵抗に対して0.8625Ｖ（０－Ｐ）以下、400Ωの負荷抵抗に対して2.025Ｖ（０－Ｐ）以下
ＴＴＣ標準 ＪＴ－Ｉ431，ＪＴ－Ｉ431ａ	端末設備の送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対して4.32Ｖ（０－Ｐ）以下

○総務省告示第八十八号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の九及び第三十六条の規定に基づき、同規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル電話端末、又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるもの及び別に告示する条件を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月二十二日

総務大臣　片山　善博

インターネットプロトコル電話端末、又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるもののうち発信する機能を有しないものは、端末設備等規則（以下「規則」という。）の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる条件によるものとする。

規則第三十二条の六	上欄に掲げる規定を適用しない。

○総務省告示第八十九号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の七及び第三十六条の規定に基づき、同規則の規定によることが著しく不合理な総合デジタル通信端末、又は自営電気通信設備であって、総合デジタル通信用設備に接続されるもの及び別に告示する条件を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月二十二日

総務大臣　片山　善博

総合デジタル通信端末、又は自営電気通信設備であって、総合デジタル通信用設備に接続されるもののうち発信する機能を有しないものは、端末設備等規則（以下「規則」という。）の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる条件によるものとする。

規則第三十四条の四	上欄に掲げる規定を適用しない。

○総務省告示第九十号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月二十二日

総務大臣　片山　善博

第十中「別表第九号」を「別表第十号」に改め、第十を第十一とし、第九中「別表第八号」を「別表第九号」に改め、第九を第十とし、第八中「別表第七号」を「別表第八号」に改め、第八を第九とし、第七中「別表第六号」を「別表第七号」に改め、第七を第八とし、第六中「別表第五号」を「別表第六号」に改め、第六を第七とし、第五中「別表第四号」を「別表第五号」に改め、第五を第六とし、第四中「デジタル端末」を「専用通信回線設備等端末」に、「別表第三号」を「別表第四号」に改め、第四を第五とし、第三の次に次のように加える。

第四　同軸インタフェースのインターネットプロトコル電話端末の試験方法は、別表第三号のとおりとする。

別表第１号第四項１中「デジタルコードレス電話」を「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話」に改め、同項に次のように加える。

３　１及び２以外の端末設備

㈠　識別符号の符号長

(1)　測定用機器は、次のとおりとする。

ア　プロトコルモニタ

イ　測定用結合回路

ウ　電波暗室（電波法に規定する機器の証明を受けていない機器で空中線結合を使用する場合に限る。）

(2)　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。

(3)　測定手順は、次のとおりとする。

ア　識別符号の符号長の確認

(ｱ)　被検機器Ａ（子機）と被検機器Ｃ（親機）との間で通信路を設定できるように、識別符号を登録する。

(ｲ)　被検機器Ａ（子機）と被検機器Ｃ（親機）との間で通信路を設定し、接続する。

(ｳ)　その接続状態をプロトコルモニタで確認する。

イ　通信路設定のための識別符号照合

(ｱ)　識別符号が異なる被検機器（子機）のうち１台のみと被検機器Ｃ（親機）との間で通信路を設定できるように、識別符号を登録する。

(ｲ)　識別符号を登録した被検機器（子機）と被検機器（親機）との間で通信路を設定できること、及び登録していない被検機器（子機）と被検機器（親機）との間で通信路を設定できないことを確認する。

(ｳ)　被検機器（子機）と被検機器（親機）のすべての組合せについて確認する。

㈡　空きチャネル判定

(1)　測定用機器は、次のとおりとする。

ア　測定用結合回路

イ　方向性結合器

ウ　可変減衰器

エ　標準信号発生器

オ　スペクトル分析器

カ　パワーメータ